



東相制第 14-0002 号
平成 26 年 4 月 4 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成 26 年 1 月 21 日付け東相制第 13-0104 号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第13-104号（平成26年1月21日）の補正内容

旧					
料金表					
第1表 接続料金					
第1 網使用料					
2 料金額					
2-1 端末回線伝送機能					
2-1-1 基本額					
2-1-1-1 基本料					
月額					
区 分		単位	料金額	備考	
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,984円	—	
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,654円		
2-1-1-2 (略)					
2-1-2～2-6-2 (略)					
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能					
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額					
1中継局イーサネットスイッチごとに月額					
区 分		料金額	備考		
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	280,833円	—		

新					
料金表					
第1表 接続料金					
第1 網使用料					
2 料金額					
2-1 端末回線伝送機能					
2-1-1 基本額					
2-1-1-1 基本料					
月額					
区 分		単位	料金額	備考	
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,982円	—	
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,652円		
2-1-1-2 (略)					
2-1-2～2-6-2 (略)					
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能					
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額					
1中継局イーサネットスイッチごとに月額					
区 分		料金額	備考		
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	280,417円	—		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

		区 分	料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	99,767円	—————
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,844円	
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,615円	
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	176,509円	
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	193,302円	
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208,543円	
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	222,234円	
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	234,761円	
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	246,513円	
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	257,490円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	342,827円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	405,676円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,281円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	501,907円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	541,492円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	577,588円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,969円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	641,637円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	670,753円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	899,494円	
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,069,688円			
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,211,190円			
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,334,856円			
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,445,727円			
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,547,293円			
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,641,492円			
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,730,262円			
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,813,605円			

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

		区 分	料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	99,458円	—————
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,433円	
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,132円	
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	175,965円	
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	192,705円	
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	207,900円	
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	221,549円	
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	234,038円	
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	245,753円	
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,696円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	341,773円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	404,432円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	455,881円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500,372円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	539,838円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	575,826円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	609,108円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	639,684円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	668,714円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	896,785円	
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,066,489円			
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,207,590円			
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,330,911円			
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,441,476円			
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,542,764円			
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,636,709円			
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,725,242円			
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,808,363円			

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	182,473円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	242,944円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	286,392円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	322,747円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	353,427円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	381,270円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	406,276円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	429,154円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	450,613円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	470,654円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	626,374円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	740,954円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	834,965円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	916,207円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	988,229円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,053,867円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,114,540円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,170,247円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,223,118円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,637,622円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,945,020円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,199,930円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,422,211円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,621,085円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,802,936円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,971,310円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,129,753円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,278,266円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	182,090円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	242,434円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	285,791円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	322,070円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	352,687円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	380,472円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	405,425円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	428,255円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	449,670円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	469,669円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	625,066円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	739,409円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	833,226円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	914,302円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	986,176円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,051,680円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,112,229円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,167,823円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,220,586円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,634,258円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,941,048円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,195,460円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,417,312円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,615,806円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,797,313円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,965,371円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,123,519円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,271,758円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,367,283円	_____
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,1528円	_____
		1秒ごとに	0.009886円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,364,496円	_____
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,1507円	_____
		1秒ごとに	0.009870円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成26年4月1日に遡及して適用します。